

地域振興事業費市町負担金助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県市長会または広島県町村会（以下「団体等」という。）が負担する県内市町の地域振興に資する事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）への負担金に対して、公益財団法人広島県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が交付する助成金について、公益財団法人広島県市町村振興協会助成金交付規程（平成25年5月28日規程第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「地域振興に資する事業を実施する事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。

- (1) ひろしま自治人材開発機構
- (2) 一般財団法人地域活性化センター
- (3) 広島県空港振興協議会
- (4) 公益財団法人ひろしま国際センター

(助成金の対象)

第3条 助成金の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業者が実施する地域振興に資する事業に要する経費に対するもの
- (2) 市町に対する負担が一樣であるもの
- (3) 市町負担を団体等が集約して負担するもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、毎事業年度の予算で定める額の範囲で理事長が定める額とする。

(交付の申請手続等)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体等は、地域振興事業費市町負担金助成金交付申請書（別記様式第1号）をこの法人に提出しなければならない。

2 この法人は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、地域振興事業費市町負担金助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該団体等に通知するものとする。

3 助成金の交付決定を受けた団体等が、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに地域振興事業費市町負担金助成金変更交付申請書（別記様式第3号）をこの法人に提出するものとする。

ただし、変更内容が軽微で助成金の交付決定額に不用額が生じない場合は、これを省略することができる。

4 この法人は、前条の規定による助成金の変更交付申請があったときは、当該申請の内容を審査した上で助成金の額を決定し、地域振興事業費市町負担金助成金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請のあった団体等に対し通知するものとする。

5 団体等は、助成の対象となる事業費が確定したときは、速やかに地域振興事業費市町負担金助成金実績報告書(別記様式第5号)をこの法人へ提出するものとする。ただし、第2項または前項に基づき通知した内容と同じ場合には、報告を省略することができる。

6 この法人は、助成金の額を決定した場合には、速やかに団体等に対し助成金を交付するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行し、公益財団法人広島県市町村振興協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から適用する。